県章

三重県公報

令和元年10月25日（金）
第　50　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
395	有害な興行の指定	（少子化対策課）	2
396	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	（治山林道課）	2
397	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	（漁業環境課）	2
398	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	（道路企画課）	2
399	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	3
400	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（　同　）	4
401	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	（　同　）	4
402	証紙の販売所の名称を変更した旨の届出	（出納局）	4
	公　　告		
	農用地利用配分計画の認可	（担い手支援課）	5
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	5
	公共測量が終了した旨の通知	（　同　）	5

告　　示

三重県告示第 395 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和元年 10 月 25 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指定年月日	指定理由
123	映画	魔性尻　おまえが欲しい	オーピー映画	令和元年10月25日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
124	映画	童貞幽霊　あの世の果てでイキまくれ！	オーピー映画		
125	映画	やらせる詐欺の女　甘い誘惑	新東宝映画		
126	映画	スペース・エロス　乳からのメッセージ	オーピー映画		

三重県告示第 396 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 10 月 25 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

第 1

1　解除予定保安林の所在場所

南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内 4640 の 43（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

風害の防備

3　解除の理由

海岸保全施設用地とするため

第 2

1　解除予定保安林の所在場所

南牟婁郡御浜町大字下市木字萩内 4640 の 43（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

公衆の保健

3　解除の理由

海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 397 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和元年 10 月 25 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

区　　域	区　　分
桂城湾南区域 （三重外湾漁業協同組合のうち白浦及び島勝の地区）	小型かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として疑似餌針を用いて一本釣りを営む漁業）及び雑魚定置漁業

三重県告示第 398 号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路企画課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和元年10月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　道路の種類及び路線名

道路の種類	路　線　名	占用を制限する区域
一般国道	477号	三重郡菰野町吉澤 から 三重郡菰野町潤田 まで
一般県道	千草赤水線	三重郡菰野町潤田地内
一般県道	千草赤水線	三重郡菰野町吉澤地内
一般国道	306号	鈴鹿市長澤町 から 鈴鹿市追分町 まで
主要地方道	伊勢南島線	伊勢市本町 から 伊勢市中島 まで
一般県道	宇治山田港伊勢市停車場線	伊勢市船江 から 伊勢市吹上 まで

2　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3　占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4　占用制限の開始日

令和元年10月25日

三重県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和元年10月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

第1

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　四日市関線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
亀山市白木町字岡垣内3320番1地先内	旧	14.4～16.7	35.0
	新	23.8～29.3	35.0

第2

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　津関線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
津市上浜町六丁目13番6地先 から 津市上浜町六丁目7番2地先 まで	旧	18.0～34.5	115.3
	新	15.0～33.5	115.3

第3

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　久居美杉線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
津市美杉町八知字井手谷 4016 番 12 地先内	旧	13.8～25.5	90.5
	新	19.7～36.3	90.5

第 4

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　伊勢大宮線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
度会郡大紀町大字永会字野戸瀬沖 1311 番 1 地先 から 度会郡大紀町大字永会字小深谷 696 番 1 地先 まで	旧	5.0～6.1	18.5
	新	5.8～8.2	18.5

三重県告示第 400 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 10 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道 玉城南勢線	度会郡南伊勢町船越字尾脇 2511 番 5 地先 から 度会郡南伊勢町船越字猿口 2549 番 3 地先 まで	令和元年 10 月 25 日

三重県告示第 401 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 10 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　道路の種類及び路線名

道路の種類	路　線　名	占用を制限する区域
一般県道	玉城南勢線	度会郡南伊勢町船越字尾脇 2511 番 5 地先 から 度会郡南伊勢町船越字猿口 2549 番 3 地先 まで

2　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3　占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4　占用制限の開始日

令和元年 10 月 25 日

三重県告示第 402 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和元年 10 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

販売人の名称	販　売　所　の　名　称		変更年月日
	旧	新	
株式会社第三銀行	本店営業部松阪市役所出張所	松阪本店営業部松阪市役所出張所	令和元年 10 月 15 日

公　　告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

令和元年10月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
後藤　菊夫	三重郡朝日町	三重郡朝日町大字小向字十佐2199
株式会社　林営農センター	津市	津市小舟北垣内1137-1
農業生産法人　有限会社　中村農産	松阪市	松阪市柿木原町字桃垣内836ほか2筆
錦　秀一	松阪市	松阪市笹川町字蟹谷1709ほか19筆
谷川　博紀	松阪市	松阪市伊勢寺町字鳥戸3677
竹内　久敏	松阪市	松阪市上ノ庄町字八幡180
西田　富司夫	伊賀市	伊賀市西明寺石田3507ほか2筆
株式会社　オレンジアグリ	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町神木杉山2101-15
村澤　雅弘	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町下市木大立 4844-2 ほか2筆
武田　修司	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町志原西ノ谷2350
井賀　淳也	南牟婁郡紀宝町	南牟婁郡紀宝町大里高井3758ほか3筆

2　農用地利用配分計画の認可日

令和元年10月25日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和元年10月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2　作業期間

令和元年9月17日から同年12月20日まで

3　作業地域

四日市市松寺二丁目、同市大谷台一丁目、同市八田三丁目、同市大宮町及び同市富田栄町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成30年11月30日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和元年10月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（農地の確定測量）

2　作業地域

松阪市朝田町、同市立田町及び同市和屋町

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/